

亀山市告示第50号

地方税法（昭和25年法律第226号）第410条第1項の規定により令和5年度に係る固定資産の価格等を決定し、同法第411条第1項の規定により固定資産課税台帳に登録したので、同条第2項の規定により公示する。

なお、納付すべき固定資産税に係る固定資産について当該固定資産課税台帳に登録された価格について不服がある固定資産税の納税者は、同法第432条第1項の規定により、公示の日から納税通知書の交付を受けた日後3月を経過する日までの間において、文書をもって、亀山市固定資産評価審査委員会に審査の申出をすることができる。

令和5年3月31日

亀山市長 櫻井 義之